

お支払いする保険金の種類

保険期間中に発見された事故の補償の対象となります。
次の損害賠償金や諸費用をお支払いします。

- ① 法律上の損害賠償金
身体賠償事故の場合は、治療費・休業損失・慰謝料 など
財物賠償事故の場合は、修理費 など
- ② 被害動物、被害者に対する応急手当、緊急費用等の費用

- ③ 損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬 または仲裁、和解もしくは調停に関する費用ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
- ④ 法律上の損害賠償を負う場合における、原因調査または意見書もしくは鑑定書作成費用
- ⑤ 紛失、逃亡または盗難された受託動物の捜索、救助、または移送する活動に要した費用

保険金をお支払いできない主な事故

- ① 被保険者のまたはその使用者、その他業務の補助者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務に起因する賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然事変
- ④ 動物診療・検査を主たる目的とし単なる他人の動物の預かり・管理、トリミング、ペットフード販売等に起因する賠償責任
- ⑤ 動物診療の結果を保証することによって加重された責任
- ⑥ 航空機、車両（原動力がもつばら人力である場合を除きます。）または船舶の所有、使用または管理に起因する賠償責任

- ⑦ 診療施設（設備を含みます。）の新設、改築、修理、取り壊しその他工事に起因する賠償責任
- ⑧ 所定の免許を有しない者が行った動物診療（獣医師法第17条により制限されていない動物診療を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑨ 人に対する医療行為等に起因する賠償責任
- ⑩ 名譽き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 など

ご注意

動物の注射に伴う薬剤によるショック死（アナフィラキシーショック死等）は保険金のお支払いの対象となりません。
ただし、その獣医師の動物診療に過失があった場合を除きます。

ご注意事項

- 2010年4月1日以降発生した事故から、次の1.から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。
 1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
 2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 3. 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。※ 保険法により3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。
- 賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。
- 賠償責任保険では、被保険者（補償の対象となる方）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額1,000円を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。また、お支払いする保険金は適用される法律の規定や被害者の損害額および過失割合などによって決定されます。
- 被保険者（補償の対象となる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。
- ※ 本保険では、保険会社が被保険者（補償の対象となる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンにご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 告知義務（ご契約締結時における注意事項）
 1. 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

■加入依頼書の記載事項すべて

2. 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

■加入依頼書の以下の4項目

- ① 加入者の増減と変更
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパンが保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

- 加入者証は大切に保管してください。また、ご加入後3か月を経過しても加入者証が届かない場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。（※中途加入の場合を除きます。）
- 通知義務（ご契約締結後における注意点）
 1. 保険契約締結後、以下の告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店までご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書の記載事項に変更が発生する場合

（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- （注）保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。
2. 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

3. ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
- 万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応をしなかった場合、保険金の一部を差し引いて支払いを行う場合があります。
 1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください
<1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
<2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
<3> 損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いいたします。

- 保険金のご請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍簿本、印鑑証明書、委任状、住民票、等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物、家財、什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 賠償見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者の損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 等

- （注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- （注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議の上、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

- 事故の内容に関しては、「獣医師賠償責任保険中央審議会」（獣医師、弁護士および損保ジャパンによって構成）において審査を行います。

- **ご連絡のないまま万一事故を起こされた場合、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合がありますのでご注意ください。**

- この保険契約は保険期間終了後の確定精算はありません。

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合に限り損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

- 補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

- なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者の団体は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。ご契約者または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

- ご加入者以外に対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合には、その方にこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。